平成 29年 11月 20日

資料 2-1

改正児童福祉法の理念と放課後児童対策 2017.11.20 柏女 霊峰(淑徳大学総合福祉学部教授)

2016 年 6 月、児童福祉法の理念が 70 年ぶりに改正された。その第 1 条第 1 項、第 2 条 第 1 項は以下のとおりである。

- **第一条** 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、 その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発 達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第1条冒頭では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」が子どもの権利であることが示される。そして、それを保障する社会資源の一つが、児童福祉法上の児童厚生施設や放課後児度クラブである。つまり、法令からみれば、児童厚生施設や放課後児童クラブの育成支援観は、「子どもの権利条約の精神にのっとって育成する」ことでなければならない。

では、児童の権利に関する条約(以下、「条約」)の精神、つまり、子ども観や発達観、育成観とは何か。昭和30年代子どもの育成観を超えて、まさにそのことが真剣に議論されなければならない。

条約第3条は、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務を強調する。一方で、 条約第12条は、子どもの年齢及び成熟度に従って子どもの意見を尊重すべきことを規定しており、本条約が発達的視点を有していることを示している。それは、主体的に生きる子どもの自己決定力の育成と尊重という視点である。そして、そのことが、わが国の子ども家庭福祉の総合的法律である児童福祉法第1-2条に、明確に示されたのである。

子どもが自己の意見を持つことができるように成長するためには、幼少期から自分で考え、自分で決定するという体験が必要とされる。つまり、主体性、自己決定力を育むことが、条約の精神からみた育成観となる。

一方、人は他者から十分に聴かれる(傾聴される)ことにより、自己の見解や心を整理していくことができる。その意味では、第12条が十分に満たされることによって、人は自己にとって最も良い決定に近づくことができるといえる。第12条が十分に保障されて初めて、第3条が達成されるのである。また、第3条が満たされることにより、第12条が達成されるのである。子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務と、子どもの主体性、自

己決定、自律の育成とは、コインの裏表でもある。

生」を育んでいくのだと思う。

子どもは自ら自己の可能性を最大限に発揮しようとする主体的存在であり、それを支え、保障する保育者の関わりがあることで、自己の意見を持つことができるなど主体的に生きることができるよう成長するとともに、他者の存在をも尊重することができるようになる。一人ひとりの子どもの尊厳を大切にし、一人ひとりの子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことをめざし、一人ひとりの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、また、子どもたちに寄り添うことを大切にする保育が、福祉の視点からみた育成観である。それは決して「指導」ではなく、「支援」、「援助」というべき営みである。こうした保育者の関わりが子どもの主体性を育て、また、ほかの子どもの主体性をも尊重する「共

放課後児童健全育成事業設備・運営基準第5条第1項や放課後児童クラブ運営指針に記載された「(児童の)**発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう**…(中略)児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。」という規定に込められた意味を深く心に刻むことが必要とされる。

猫文

柏女霊峰(2017)『これからの子ども・子育て支援を考える一共生社会の創出をめざして一』 ミネルヴァ書房